

療養状況・日常生活状況報告書(退職者用)※毎回提出

この報告書は健康保険法第59条に基づき提出をお願いしています。

退職日以降も傷病手当金を請求される場合は傷病手当金請求書に必ず毎回添付のうえ提出してください。

- ・今回の請求期間において全ての事項に漏れなくご記入ください。
- ・添付、記入漏れの場合は健康保険法第121条により、虚偽申告の場合は同第120条により傷病手当金の支給ができません。
- ・支給決定にあたって、医療機関・医療保険者へ照会確認させていただく場合があります。
- ・当健保組合加入者でない方は受診医療機関発行の「医療費(診療)明細書」の写しと投薬を受けている方は調剤薬局発行の「処方薬剤説明書(明細書)」の写しを必ず添付してください。

※該当に☐ ()は回答を記入ください。

記 入 日	年 月 日	氏 名	
現在加入の健康保険について	名称	保険者番号	
	記号	番号	
	☐ 被保険者(本人)として加入 ☐ 被扶養者(家族)として加入		
今回の請求期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
今回の請求期間における受診日 (受診された日に○印)	年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
	年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
受診日について	☐ 自分の都合の良い日に行く ☐ 薬がなくなったら行く ☐ 医師から指示された日に行く ☐ その他()		
診療内容について	☐ 診察 ☐ 投薬 1回の受診で()日分処方 (投薬名:) ※調剤薬局でお薬をもらわれている場合、傷病手当金請求月分の「処方薬剤説明書(明細書)」の コピーを添付する場合は投薬名の記載は不要です。 ☐ 検査 ☐ 処置 ☐ レントゲン(部位:)		
服薬について	☐ 指示どおり服用 ☐ 時々服用しないことがある(理由:) ☐ 服用していない(理由:) ☐ 薬の処方はない		
療養するうえで医師からどのような指示を受けていますか	[]		
就労について医師からどのように聞いていますか	☐ 継続して就労は無理である ☐ 症状は軽快しているが、しばらく様子を見る ☐ 年 月頃から就労可能である ☐ 軽作業なら就労してよい ☐ 短時間なら就労してよい ☐ 何も指示されていない ☐ その他()		
現在の自覚症状について (詳しくご記入ください)	[]		
日常生活について (複数回答可)	☐ 仕事・アルバイトをしている(何らかの収入を得る行動をしている) ☐ 普通の日常生活ができる ☐ ほとんど家にいるが時々、散歩程度の外出をする ☐ 身の回りのことはできるが一日中家にいる ☐ 身の回りのことはかろうじてできるがほとんど横になっている ☐ 身の回りのことはできず介助が必要な状態 ☐ その他()		
症状の経過	☐ 良くなっている ☐ 少し良くなっている ☐ 変わらない ☐ 少し悪くなっている ☐ 悪くなっている		
雇用保険(失業給付)について	☐ 受給手続き中である ☐ 失業給付を受けた(年 月 日 ~ 年 月 日) ☐ 失業給付の申請を行っていない ☐ 受給延長の手続きをした(年 月 日まで延長)		